

Pragma Letter

プラグマレター

最新情報をお届けします
2025年
6月

いつもプラグマレターを読んでいただき、ありがとうございます。
6月のカレンダー、トピックスをご案内いたします。

給与・社会保険

- 住民税特別徴収税額新年度分へ変更
- 労働保険料の年度更新
(概算・確定保険料の申告納付 6/2 ~ 7/10)
- 算定基礎届の提出 7/1 ~ 7/10
(組合健保の場合は、別途指定日があるところもあります)

新着情報

最大
100万円

「令和7年度 東京都働きやすい職場環境づくり推進奨励金」の募集要項が発表されました！

都内中小企業向けの奨励金で、東京都が定める奨励対象事業を選択して実施した場合に最大 100 万円が支給されます。

奨励金申請をご希望の場合、事前のエントリーが必要です。
(事前エントリー受付は年5回あります)

第1回事前エントリー受付が**6月4日(水)・6月5日(木)10時～15時**と発表されましたので、

ご興味がございましたら、まずはエントリーされてはいかがでしょうか。

詳細は右のQRコードをご参照、もしくはプラグマ担当者にお問合せください。

株式会社 プラグマ・社会保険労務士法人 プラグマ・中井啓之税理士事務所

一人ひとりにファンがいる会社。常によりそ。共によろこぶ。



プラグマ



WEB

会計・税務

6/10 (火)	5月分の源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付期限
6/30 (月)	4月決算法人の確定申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人事業所税・法人住民税> 10月決算法人の中間申告の期限 <法人税・消費税(地方消費税含む)・法人事業税・法人住民税>(半期分)
	固定資産税・都市計画税の第1期分の納付 (東京23区の場合)
7/10 (木)	納期の特例を受けた源泉所得税の納付 (1月～6月分)
	6月分の源泉所得税・住民税・特別徴収税額の納付期限

※申告や納期限が土・日・祝日にあたるときは、その翌日が期限となります

※ご注意※
このスケジュールやトピックスは全てのお客さまを対象としたものです。
それぞれのお客さまには該当しない部分もございますので、予めご了承ください。

東京都働きやすい
職場環境づくり推進奨励金



東京都働きやすい
職場環境づくり推進奨励金
ご案内



[労務情報] ROUMU INFORMATION

働くパパママ育業応援奨励金

～男性の育業や育児中の女性の就業継続を後押しします～

働くパパコース NEXT

合計15日以上の育業
25万円～330万円

加算となる取組により
最大420万円

♪ 奨励金額がアップしました ♪

もっとパパコース

2人がそれぞれ合計30日以上の育業
80万円

育業人数により
最大170万円

働くママコース NEXT

合計1年以上の育業
125万円

加算となる取組により
最大175万円

♪ 奨励金額がアップしました ♪

パパと協力! ママコース

合計6か月以上1年未満の育業

100万円

都内勤務の常時雇用する従業員を2人以上かつ6か月以上継続して雇用し、
都内で事業を営んでいる企業等

*企業規模はコースごとに異なります。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

対象となる育業から原職に復帰し、3か月経過する翌日から2か月以内

*もととパパコースでは、申請に係る複数の育業のうち最も復帰日が遅い育業が“対象となる育業”となります

*HPに掲載の「申請受付期限日一覧」を必ずご確認ください

過去に本奨励金を受給していない企業等が申請できます!

*申請コースが異なる場合は原則申請不可 (ただし、令和7年度働くパパコースNEXTとともにパパコースの両方を申請することはできません)